

第1章

計画の基本事項

第1章 計画の基本事項

第1節 計画改定の趣旨

本市は、平成16年8月に「恵み豊かな潤いのある環境の保全、創造及び再生と将来の市民への継承」を目指して「周南市環境基本条例」を制定し、この理念を総合的、計画的に推進することを目的として、平成18年3月に「周南市環境基本計画」を策定しました。

この前期基本計画は、持続可能な社会を築くために、大量消費の社会経済システムにおける生活様式を見直し、環境への負荷の低減を図り、恵み豊かな潤いのある環境の保全、再生や創造に努めることを趣旨としたものです。

今日の環境問題は、前期基本計画策定時と同様に、大気汚染や水質汚濁などへの対策はもちろんのこと、地球温暖化*、オゾン層*の破壊、酸性雨*などの地球規模の問題や生態系の保全など多岐にわたり、さらに施策を推進していく必要があります。

その中で、地球温暖化については、平成17年2月に京都議定書*が発効し、日本における温室効果ガス*排出量を目標年（2008年～2012年（平成20年～平成24年））に基準年（1990年（平成2年））比で6%削減する約束期間に入っています。

これに伴い、国においては、地球温暖化防止に関連する法律を改正するとともに、様々な施策を展開し、温室効果ガス排出量削減に努めています。

本市においても、こうした状況に対応するために、省エネルギー設備・製品の導入、新エネルギーの利活用を積極的に行い、市民や事業者等の各主体が現状を認識し、環境に配慮した行動をとることが可能となるような、低炭素社会の実現を目指す必要があります。

このような環境を取り巻く状況や前期基本計画の検証を踏まえ、各施策を着実に推進するとともに、本市の最上位計画である「周南市まちづくり総合計画（後期基本計画）」との整合性を図る必要もあることから、「周南市環境基本計画（後期基本計画）」として改定を行いました。

*印は巻末に用語解説として説明している言葉です。

第2節 計画改定の方針

1 前期基本計画の環境像を継承

本市は、石油化学コンビナートのまちとして発展を続ける一方、北部には緑豊かな山間部が、南部には瀬戸内海が広がる自然豊かなまちです。

本市の最上位計画である「周南市まちづくり総合計画」においては、重点プロジェクトの一つとして「環境立市」を掲げ、豊かな自然を未来に引き継ぐことのできる社会の構築に向けた施策を優先して取り組むこととしています。

こうしたことを踏まえ、後期計画の環境像においても「豊かな自然をはぐくみ 未来へはばたくまち 周南～自然の恩恵を将来の世代とわかつちあうために～」を継承します。

2 基本方針・基本施策の再構築

地球温暖化は世界的な環境問題であり、本市においても京都議定書の二酸化炭素排出量削減目標の達成に取り組んでいかなければなりません。

そのため、基本方針の一つに「低炭素社会の実現をめざすまちづくり」を加え、取組を一層明確化するとともに、前期基本計画の検証を踏まえ、基本施策の整理統合・変更を行いました。

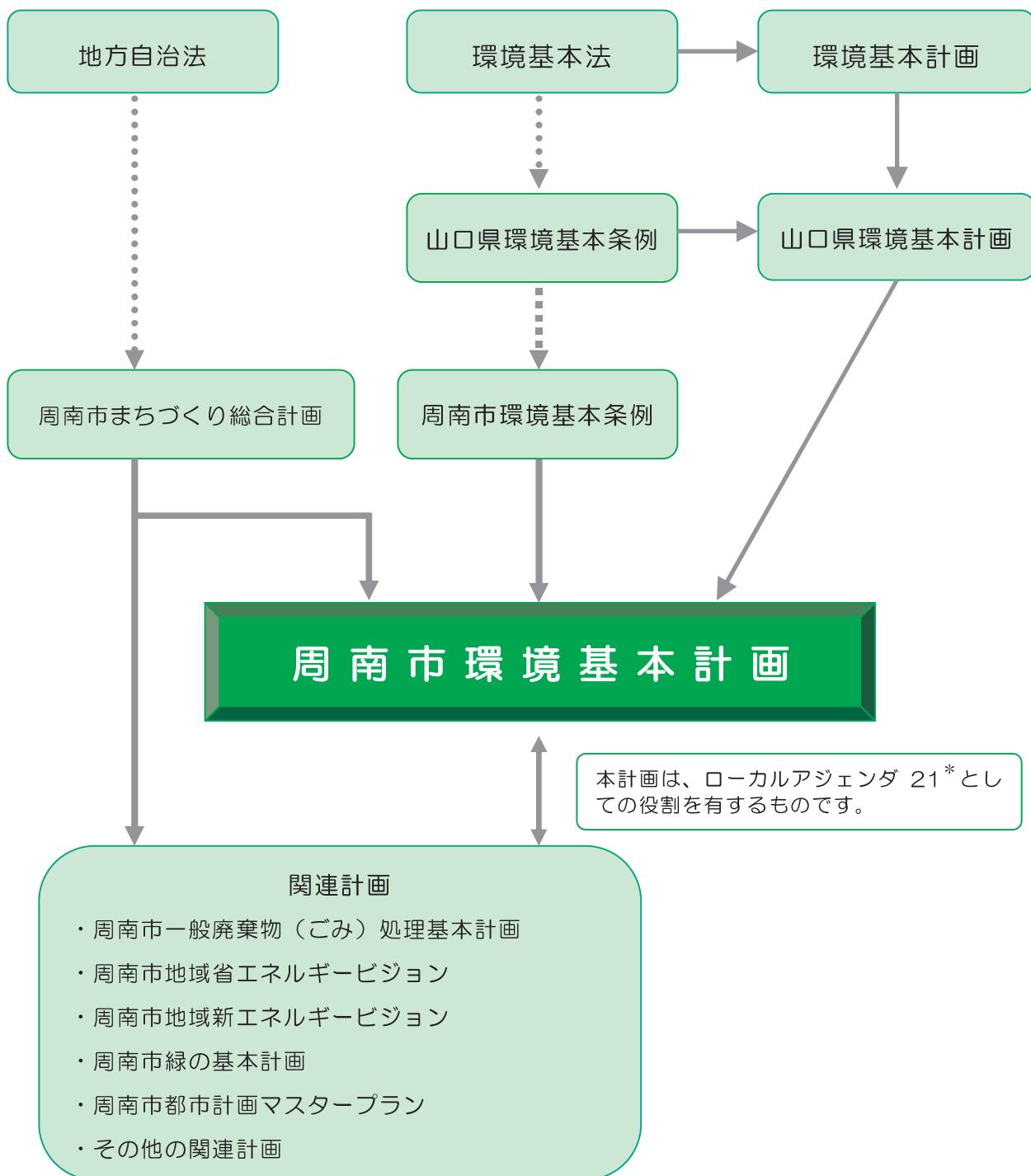
3 基本施策における取組等の数値化

基本方針を達成するための基本施策において、現状を数値化、グラフ化するとともに、その目標を数値化し、進捗及び達成状況を明確にします。

また、周南市環境マネジメントシステムにより進捗管理を行います。

第3節 計画の位置づけ

本計画は、「周南市環境基本条例」の第9条に基づいて策定するものです。また、「周南市まちづくり総合計画」を環境面から推進し、環境の保全等に関する施策を実施していくためのものです。



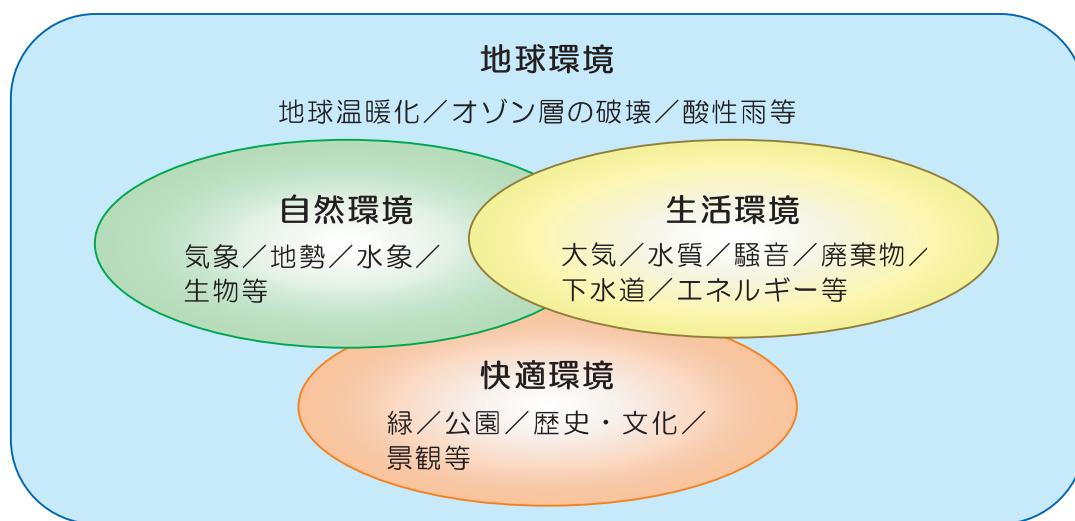
第4節 計画の対象範囲

◆対象地域

本計画の対象地域は、周南市全域とします。ただし、市域を越えて取り組む必要性がある課題については、周辺地域も含めて対象とします。

◆環境の範囲

本計画で取り組む環境の対象範囲は、地域的なものから地球規模までの環境要素とします。



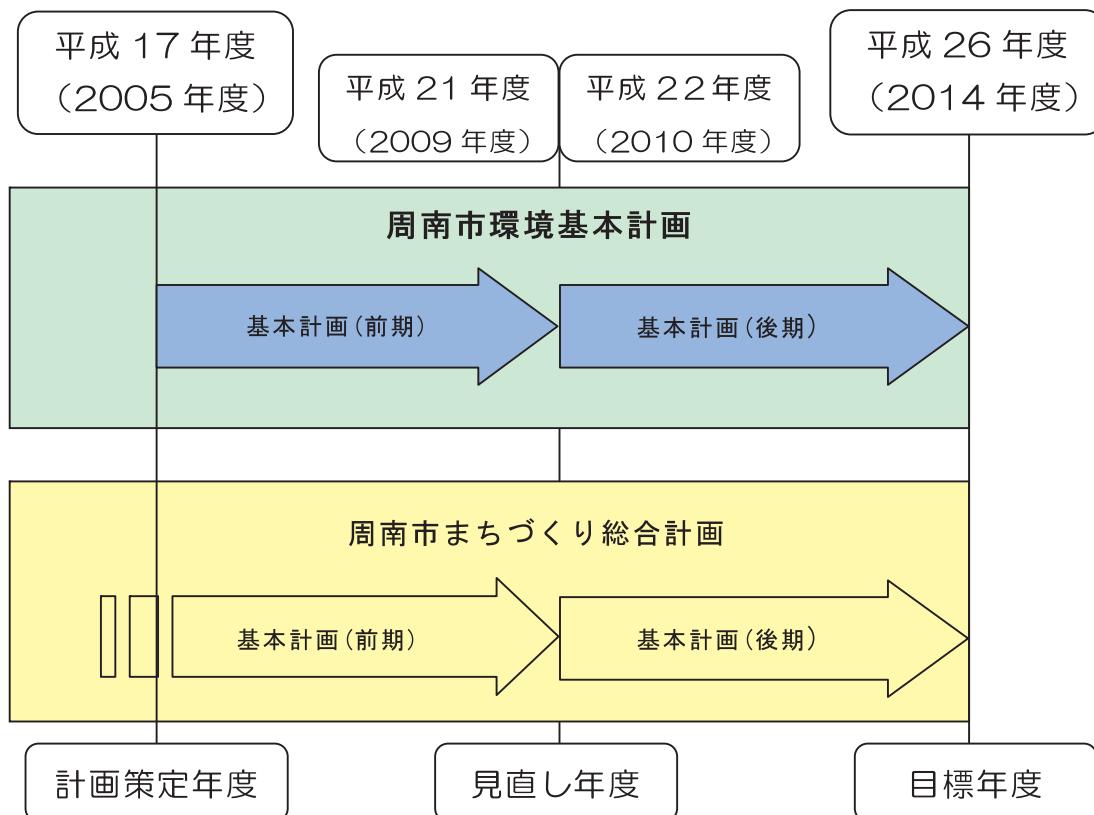
◆対象主体

本計画の対象主体は、市民、事業者、市とします。
各主体は、対等で互いに信頼できる関係を築き、情報の共有や対話を重視した意思決定の場へ参加をすることで、それぞれの立場での役割を分担することとします。

第5節 計画の期間

本計画の期間は、「周南市まちづくり総合計画」と整合を図るため、平成17年度から平成26年度までとしており、中間年度である平成21年度に見直しを実施、「後期基本計画」を平成22年度から平成26年度までとします。

さらに、市を取り巻く環境や社会状況の変化及び科学技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。



第6節 計画の構成

本計画の構成は次のとおりです。

第1章 計画の基本事項

第1章では、環境基本計画の改定にあたっての趣旨、位置づけ、期間など環境基本計画の基本的事項を整理しています。

第2章 周南市の目指す環境像と基本方針

豊かな自然をはぐくみ 未来へはばたくまち 周南
～自然の恩恵を将来の世代とわかつあうために～



第2章では、周南市が目指す環境像を設定し、その実現のために、6つの基本方針を掲げています。

第3章 基本施策

第3章では、環境像、基本方針を踏まえて、本市の現状と課題から整理された施策を示しています。

第4章 重点施策

第4章では、各施策の中から、早急に実施する必要がある施策、環境課題として重要な施策、環境像の実現に向けて大きな効果が期待される施策を、重点施策として位置づけ、示しています。

第5章 事業別環境配慮指針

第5章では、土地の改変や施設の整備によって、自然環境や生活環境などにさまざまな影響を及ぼす恐れがある事業について、事業者、市が環境に配慮すべき事項として、環境配慮指針を示しています。

第6章 計画の推進

第6章では、環境基本計画の推進体制と進行管理などについて示しています。

地 域 区 分 図

